

保護者 様 (就学前の幼児・小6・義6の児童対象)

## 令和2年度 教育支援（連携支援）のご案内

姫路市立総合教育センター

育 成 支 援 課

教育支援（連携支援）では、一人一人に応じた就学先の決定（就学相談）や個に応じた指導や支援（教育的支援）を考えていきます。

### 1 教育支援（連携支援）の申請について

- (1) 申請書を在籍学校園所から受け取り、在籍学校園所へ提出してください。
- (2) 在籍学校園所で、本人と保護者、担任、特別支援教育コーディネーター等が相談や面接を行います。そのあと、通学区域の学校で、相談や面接を行います。
- (3) 相談窓口学校が、姫路市教育支援委員会の所見を保護者へお知らせしますので、相談窓口学校に就学先についての保護者の最終希望を連絡してください。その後、姫路市教育委員会から、保護者に、「入級等決定通知書」を郵送します。
- (4) 就学先の学校には教育支援委員会の所見や検査結果などを記載したものを報告書として送ります。
- (5) 兵庫県立姫路聴覚特別支援学校の通級による指導教室の利用については、兵庫県立姫路聴覚支援学校の教育相談を必ず受けてから申請をお願いします。締切りについては、在籍学校園所にご相談ください。
- (6) 通級による指導教室の利用については、就学前の幼児は対象外です。利用については、申請書提出前に必ず在籍学校にご相談ください。

※ 育成支援課が「面接や観察・発達検査等が必要」と判断した場合、総合教育センター育成支援課で面接や観察・発達検査等を行う場合があります。

- ・発達検査の結果が、すべてに優先されるわけではありません。
- ・検査結果につきましては、教育支援（連携支援）の目的以外には使用しません。
- ・相談窓口学校や育成支援課が、在籍学校園所に訪問して、ご本人の様子を観察することがあります。

### 2 特別支援学校への入学を検討されている場合

- (1) 特別支援学校への入学を希望されている方も、就学予定の学校（通学区域の学校）での面接が必要となります。
- (2) 必ず、特別支援学校の見学と教育相談をお受けください。

### 3 教育支援（連携支援）申請書の提出先と締切り日

**令和2年6月30日（火）までに、在籍の学校園所へ提出してください。**

※在宅（就学前）幼児の場合、姫路市教育委員会が指定している通学区域の小学校

#### 【問い合わせ先】

姫路市立総合教育センター 育成支援課 特別支援教育係  
〒670-0935 姫路市北条口三丁目29番地 TEL 079-224-5845

裏面もご覧ください

教育支援（連携支援）（例：就学前の幼児、小6、義6）の流れ

